

件名：新型コロナウイルス対策に関するマダガスカル政府発表（7月5日分）

○ポイント

- 7月5日（日）、マダガスカル政府が、新型コロナウイルス対策に関する発表を行いました。発表の時点での感染確認件数は累計2941件です。
- 首都アンタナナリボを含むアナラマンガ地域圏の外出制限措置の再強化についての説明が行われました。
- 事態は刻々と変わりますので、最新情報の入手に努めてください。

○本文

7月5日（日）の新型コロナウイルス対策に関するマダガスカル政府発表の主要点は以下のとおりです。

なお、既にお知らせしたとおり、7月4日（土）の臨時の大統領主宰閣議で、アンタナナリボを含むアナラマンガ地域圏については、7月6日（月）から、同地域圏の封鎖（同地域圏への出入り禁止）及び外出制限の強化（終日営業は薬局のみ、生活必需品を扱う店舗のみ正午まで営業可、外出は買い物のため各世帯1名のみ午前6時から正午のみ許可）が決定されました。

1 感染者数等の発表

（1）7月5日（日）の新規感染確認は213人で、これによって、累計感染者数は2941人となりました。

新規感染確認213人の確認された場所は以下のとおりです。

- 197人 アンタナナリボ
- 8人 ヴァキナンカラチャ（アンタナナリボの南、アンチラベがある地域圏）
- 4人 アチナナナ（トアマシナがある地域圏）
- 4人 オート・マチアーチャ（フィアナランツァがある地域圏）

（2）新規快復者は30人で、これによって、累計快復者数は1108人となりました。

新規快復者が確認された場所は以下のとおりです。

- 5人 ベフェラタナナ病院（アンタナナリボ）
- 5人 アヌシアラ病院（アンタナナリボ郊外北）
- 5人 アチナナナ（トアマシナがある地域圏）

15人 アナランジルフ（トアマシナの北に位置する地域圏）

（3）新規死亡者が3人確認されており、これによって累計死亡者は32人となりました。

（4）入院者は前日比で180人増の1801人となりました。

（5）重症者は前日比で2人増の33人となりました。

重症者が入院中の病院・場所は以下のとおりです。

18人 ベフェラタナナ病院（アンタナナリボ）

9人 アヌシアラ病院（アンタナナリボ郊外北）

4人 アンドハタペナカ病院（アンタナナリボ）

1人 アンチラベ

1人 ムラフェノ病院（トアマシナ）

1人 アナラキニニナ（トアマシナ）

（注：入院している病院・場所毎のデータを集計すると、重症者の総数と一致しません。いずれかのデータに誤りが含まれる可能性があります。）

2 保健省局長がテレビ出演し、以下のとおり述べました。

（1）ウイルス検査が実施されるのは、症状が出ている者に対してのみである。

（2）ウイルス検査陽性となった者に対しては、電話連絡が行われ、新型コロナウイルス治療が行われている医療機関受診が指示される。既にウイルス検査陽性の電話連絡を受け、治療に同意した者もいる。

（3）ウイルス検査を受けた者に対しては、検査結果が出るまでの間の分の薬が配布される。

3 7月5日（日）20時30分頃から、マダガスカル国営放送MTVに、複数の閣僚が出演し、翌6日（月）からの首都アンタナナリボを含むアナラマンガ地域圏の外出制限措置の再強化についての説明を行いました。

（1）宗教施設は閉鎖される。集会は禁止（50人未満のものも含め全て）、文化行事、

スポーツイベントは禁止、レジャーセンター（遊園地等）は閉鎖される。

- (2) 市場の消毒を実施する。
- (3) アナラマンガ地域圏内での移動、同地域圏内から地域圏外への移動、同地域圏外から地域圏内への移動のいずれの許可についても、不可欠な業務（services essentiels）を除き取り消される。
- (4) アンタナナリボへの遺体搬送、アンタナナリボから市外への遺体搬送のいずれについても許可されない。
- (5) マスクを着用せず外出した者に対して課される社会奉仕活動の期間は、今後は1日となる。
- (6) 不法な輸送を実施して現行犯逮捕された者については、免許停止や車両の登録停止等の措置も実施される。
- (7) 学校の試験日程については7月4日に行われた閣議で既に決定されているが、日程の発表は2週間後に行う。
- (8) J I R A M A（水道電気公社）の請求書支払いが遅れても、水や電気の供給停止は行われぬ。
- (9) 今後2週間については、車両等に対する規制が強化される。
- (10) タクシーは運行禁止。
- (11) タクシーは14時まで運行可能。また、緊急時はこの時間を過ぎても運行可能。
- (12) 自家用車で外出する者については、14時まで通行可能。民間企業は12時まで活動できる。自家用車には4人まで乗車できる。バイクや自転車の二人乗りは禁止。
- (13) 7月6日（月）以降、特別通行許可の発行は行わない。また、これまでに発行された特別通行許可についても、同日から無効となる。
- (14) 夜間外出禁止は7月6日（月）から20時から翌朝4時までとなる。
- (15) 患者の搬送を行う車両は、4人まで乗車可能。4人とは、運転手、患者、付き添い、医師の4人である。
- (16) テレワークを推奨する。不可欠な業務を行う民間企業は正午まで活動可能。官公庁はミニマムサービスを実施。官公庁庁舎及び民間企業の全体消毒を推奨。
- (17) 産業省関係者と治安機関と一緒にアンタナナリボの各所を巡回し、閉店時間が守られているかの取締りを行う。
- (18) 必要不可欠ではない商店、例えば衣料品店、雑貨店、レストラン、バー、カラオケ店、美容院などは店を開けることは許可しない。

事態は刻々と変わりますので、引き続き政府から最新情報の入手に努めるとともに、手洗い、うがい、マスク着用などの通常の感染症対策を行い、体調に異常がある方は早めの医療機関受診を心がけてください。

【参考：関連する日本のウェブサイト】

新型コロナウイルス感染症（外務省 安全海外ホームページ）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

新型コロナウイルス感染症について（厚生労働省ウェブサイト）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

日本国国立感染症研究所（コロナウイルスに関して）

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc/2482-2020-01-10-06-50-40/9303-coronavirus.html>